

議案第138号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例案

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の155」と、同項を「100分の160」と、同項に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	330,000円
2	373,100円
3	415,800円
4	471,900円
5	548,400円
6	641,000円
7	749,200円

第7条中第2項を次のように改める。

- 2 特定任期付職員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第9条第2項中「職員」を「管理監督職員」に、「定める」を「受ける」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

第12条第7項中「第11条の2」を「第11条の2第1項の規定」に、「同条」を「同項」に、「指定する職員」を「管理監督職員」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、平成27年12月1日から適

用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)の規定に基づいて職員に支払われた平成27年12月1日を基準日とする期末手当は、改正後の条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定による同日を基準日とする期末手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特定任期付職員の給料月額を改定し、給料表の号給の決定の基準となるべき場合を定めるとともに、期末手当の支給割合を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第9条 省 略

2 省 略

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般**100分の160**）」とする。

職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）」とする。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公

第5項

営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定任期付職員の給与の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（本市の経営する地方公営企業（以下「地方公営企業」という。）に勤務する者（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>345,700円</u> 330,000円
2	<u>390,900円</u> 373,100円
3	<u>436,700円</u> 415,800円
4	<u>495,600円</u> 471,900円
5	<u>572,100円</u> 548,400円
6	<u>668,700円</u> 641,000円
7	<u>781,500円</u> 749,200円

2 特定任期付職員の号給は、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める

第4項の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100
100分の157.5

分の137.5」とあるのは「100分の160」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一
100分の157.5

般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第
1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮
して市規則で定める額）」とする。

（特定任期付企業職員等の給与の種類及び基準の特例等）

第12条 省 略

2 - 6 省 略

7 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第11条の2 **第1項の規定**の適用については、

同条中「指定する職員」とあるのは「指定する職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
同項 管理監督職員 管理監督職員

特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第13条第1項に規定する特定任期付企業職員
第12条

とする。